

犯罪被害者等早期援助団体との連携要領の制定について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

公益社団法人京都犯罪被害者支援センターが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）第23条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として、平成15年10月17日付けで京都府公安委員会から指定されたことに伴い、被害者支援の適正かつ効果的な推進を図るため、みだしの要領を下記のように定め、平成15年10月17日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

犯罪被害者等早期援助団体との連携要領

1 趣旨

この要領は、被害者支援の適正かつ効果的な推進を図るため、早期援助団体との緊密な連携に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 早期援助団体 犯罪行為（犯給法第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。）の発生後、速やかに犯罪被害者等（犯給法第22条第1項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）を援助することにより当該犯罪被害等（犯給法第2条第4項に規定する犯罪被害者等をいう。）を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、犯給法第23条第1項の規定により、都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けたものをいう。
- (2) 犯罪被害者情報 早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等の同意を得た上で提供する犯罪被害者等の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報をいう。
- (3) 情報提供担当者 警務部警務課犯罪被害者支援室員又は警察署の犯罪被害者支援係長をいう。
- (4) 情報受理担当責任者 早期援助団体において、当該早期援助団体が行う相談事業又は直接的支援事業の実施を統括管理する者をいう。
- (5) 情報受理担当者 犯罪被害者情報を受理し得る者として情報受理担当責任者が指定した者をいう。

3 早期援助団体に対する被害者情報の提供

(1) 犯罪被害者情報の提供

早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供は、警察署長が行うものとする。ただし、警務部警務課犯罪被害者支援室員が現に支援を行っている犯罪被害者等に係る被害者情報その他警察本部長が警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に行わせることが適当と認められた犯罪被害者等に係る犯罪被害者情報の提供については、警務課長が行うことができる。

(2) 犯罪被害者情報の内容

早期援助団体に提供する犯罪被害者情報の内容は、個人情報である犯罪被害者等の住所、

氏名、年齢、性別及び連絡先並びに被害の概要である犯罪被害の発生日時、場所、内容、程度等であるが、具体的には、犯罪被害者等が希望する支援の内容及び個々の事案によって異なることから、次の事項を勘案しながら個別的に判断するものとする。

なお、提供する犯罪被害者情報の内容については、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利利益を不当に侵害するおそれのあるもので含むものではない。

ア 犯罪被害者等が犯罪被害の概要を自ら繰り返し説明することにより受ける精神的負担を軽減するために必要な情報

イ 早期援助団体が、犯罪被害の内容及び程度によって必要な犯罪被害者支援の内容、体制等を判断するのに必要な情報

ウ 早期援助団体が、犯罪被害者等と連絡を取るために必要な情報

(3) 犯罪被害者情報の提供に伴う犯罪被害者等への説明

警察職員は、犯罪被害者の犯罪被害の状況、犯罪被害者等の心身の状態等から早期援助団体による支援の必要性を認めた場合若しくは早期援助団体が支援を行うことが効果的であると認めた場合又は早期援助団体から犯罪被害者情報の提供の求めがあった場合で当該早期援助団体による支援が適当であると認めるときは、犯罪被害者等に対し、次の事項を確実に説明するものとする。

なお、犯罪被害者等が少年の場合は、保護者等に説明するものとする。

ア 早期援助団体が行っている支援（援助事業）の内容に関すること。

イ 早期援助団体は、都道府県公安委員会から公的に認証された法人であり、犯給法により、早期援助団体の役員及び職員には守秘義務が課せられていること。

ウ 早期援助団体への犯罪被害者情報の提供は、犯罪被害者等自らが早期援助団体に支援を求めることの困難性又は犯罪被害の概要を繰り返し説明することの精神的負担の軽減を図るとともに、早期援助団体が犯罪被害発生後の早い段階から必要な支援を能動的に行えるようにするためであること。

(4) 犯罪被害者等からの同意の確保

早期援助団体に犯罪被害者情報を提供する場合は犯罪被害者等からの明示の同意を必要とすることから、犯罪被害者等から同意を得る場合は、次により措置するものとする。

ア 警察署長又は前記3の(1)の規定により犯罪被害者情報を提供することとされた警務課長（以下「警察署長等」という。）は、同意を得る場合は、原則として、犯罪被害者等から同意書（別記様式第1）を徴するものとする。この場合において、犯罪被害者等の心身の状態等から同意書を徴することが困難と認められるときは、口頭による同意であっても差し支えないものとするが、同意を得た経過を確実に記録しておくこと。

イ 警察署長等は、同一の犯罪被害者等に関する犯罪被害者情報を2度以上にわたって早期援助団体に提供する場合は、その都度、当該犯罪被害者等の同意を得るものとする。

(5) 犯罪被害者等の同意があった場合の措置

犯罪被害者等から早期援助団体に犯罪被害者情報を提供することについて同意があった場合は、次により措置するものとする。

ア 犯罪被害者情報の提供に関する警察署長等の承認

情報提供担当者は、当該犯罪被害者等に係る犯罪被害者情報を提供することについて、

犯罪被害者情報提供簿（別記様式第2）により警察署長等に報告し、承認を受けること。

イ 警務課長に対する連絡

警察署長は、前記3の(5)のアの規定により承認した場合は、速やかに警務課長に対し、当該犯罪被害者等に係る犯罪被害者情報提供簿の写しを送付し、犯罪被害者情報を提供することについて連絡すること。

(6) 早期援助団体に対する犯罪被害者情報の提供の方法

警察署の情報提供担当者は前記3の(5)のイの規定による警務課長に対する連絡があった後に、警察本部の情報提供担当者は同アの規定により警務課長の承認を受けた後に、速やかに早期援助団体の情報受理担当責任者又は情報受理担当者（以下「情報受理担当責任者等」という。）に対し、当該犯罪被害者等に係る犯罪被害者情報提供簿の写しを交付することにより犯罪被害者情報を提供すること。

(7) 情報受理担当責任者等が警察署又は警察本部を訪問した場合の身分確認等

所属長は、情報受理担当責任者等が、犯罪被害者情報の受理に当たり警察署又は警察本部を訪問した場合は、次の措置を採るものとする。

ア 警察署及び警務部警務課（以下「警察署等」という。）にあっては、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第6条の規定により、情報受理担当責任者等に対し早期援助団体が発行する証票の提示を求めて身分を確認させること。

イ 警察署等以外の警察本部（サイバー対策本部及び市警察部を含む。）の所属にあっては、速やかに情報受理担当責任者等の申出の内容を警務課長に連絡させること。

4 早期援助団体における支援状況の把握

(1) 支援状況等の確認と記録

警察署長等は、早期援助団体に犯罪被害者情報を提供した場合は、随時、当該犯罪被害者情報に係る犯罪被害者等に対する支援状況等の確認に努め、確認した内容については、その都度、当該犯罪被害者等に係る犯罪被害者情報提供簿の援助団体の援助の経過欄に確実に記載するものとする。

(2) 他の機関又は団体に支援を要請する場合の犯罪被害者等の同意

警察署長等は、早期援助団体が犯罪被害者情報の提供を受けた犯罪被害者等に対する支援に関して、更に犯罪被害者等の支援活動を行う他の機関又は団体（以下「他の機関等」という。）に支援を要請する場合は、当該早期援助団体に次の措置を採らせるものとする。

ア 他の機関等に犯罪被害者情報を連絡することについて、犯罪被害者等の同意を得ること。

イ 犯罪被害者情報を連絡する他の機関等が職務上守秘義務が課せられている公的な他の機関以外のものであるときは、これらには法令に定める守秘義務の適用がないことについて犯罪被害者等に説明を行うこと。

(3) 他の都道府県警察から提供を受けた犯罪被害者情報に基づく支援状況の把握

警務課長は、京都府公安委員会から指定を受けた早期援助団体が他の都道府県警察から犯罪被害者情報の提供を受けた場合は、当該早期援助団体からその内容及び支援状況について随時通報を求めるとともに、必要な便宜供与に配慮するものとする。

5 早期援助団体に対する協力

警察署長等は、早期援助団体の相談業務等の円滑な運営を図るため、警察職員の派遣等による犯罪被害給付制度の説明、申請補助を行う上での留意点の教示、防犯グッズ等に関する知識又は技術の提供、早期援助団体の行事の後援、警察施設へのパンフレットの備付け、警察の広報誌等への掲載、警察施設の利用等の便宜供与に配慮するものとする。

6 報告

警察署長等は、次の事項について、速やかに警察本部長に報告（警察署長にあっては、警務課長経由）するものとする。

- (1) 早期援助団体から、犯罪被害者情報を提供した犯罪被害者等の支援に関し、協力要請があったとき又は支援活動を終了した旨の連絡を受けたとき。
- (2) 早期援助団体から、犯罪被害者情報の提供を受けた犯罪被害者等の支援を他の機関等に引き継ぐため、犯罪被害者情報を他の機関等に提供したい旨の相談等があったとき。
- (3) 早期援助団体の支援に対する犯罪被害者等からの謝意、苦情等を把握したとき。
- (4) 早期援助団体から、犯罪被害者等の支援に関する知識又は技術の提供等の便宜供与の要請があったとき。
- (5) その他早期援助団体が行う犯罪被害者等の支援活動に関して参考となる事項を把握したとき。

7 その他

この要領の実施に関し疑義が生じた場合は、警務課長と協議の上、措置すること。

別記

様式第1

同 意 書

年 月 日

殿

私は、このたびの 事件の犯罪被害に関
し、支援を受けるために必要な私に関する情報及び犯罪被害に
関する情報を に対して提供
することに同意します。

住 所

氏 名

犯罪被害者情報提供簿					
取扱警察署等	警察署・課		整理番号		
情報提供日時	年 月 日 () 午前・後 時 分				
早期援助団体名及び情報受理者	団体名 情報受理者 (電話)				
犯罪被害者等の 氏名及び連絡先等	住 所				
	氏 名	生年月日	年 月 日 (歳)	性別	
	連絡先				
犯罪被害の概要	発 生 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分 ころ			
	発 生 場 所				
	犯罪被害の内容等				
犯罪被害者等が要請する援助の内容					
参 考 事 項					
情報提供担当者	課 (室)		係		
	氏 名				
	電 話	(内線)			

注 参考事項欄には、警察においてすでに行った援助の内容等を記載すること。

犯罪被害者等氏名

援助団体の 援助の経過	